

入札説明書

令和7年11月27日千葉市公告第896号により公告した千葉市斎場運営支援システム賃貸借の入札等については、千葉市公告及び関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市斎場運営支援システム賃貸借契約

(2) 概要

千葉市斎場の業務のうち、空き状況照会、予約、表示、アナウンス、事務処理を行っている現行の業務支援システムの問題点（老朽化、部品供給完了に伴う故障対応不可、OS等のセキュリティ対応がサービス終了）を改善するため及び業務件数増加に伴う効率化を行なうため、斎場職員の業務効率向上を実現するため最適なシステムを導入する。本調達ではシステムに必要な機器類の賃貸借及び保守、導入時の工事を含むセットアップに関するものをいう。詳細は、仕様書による。

(3) 賃貸借期間

令和8年3月31日から令和13年3月30日まで

(4) 履行場所

千葉市斎場及び生活衛生課

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品等入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、

個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ケ 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

- (3) 過去5年の間に、斎場運営支援システム構築並びに保守の契約履行実績があり、そのシステムが現在も問題なく適正に稼働していること。
- (4) 共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - ア すべての構成員が前記（1）及び（2）の要件を満たしていること。
 - イ システム構築関係の構成員が前記（3）の要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。
 - エ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課計画班

電話 043-245-5216

電子メール：seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

公告の日から令和7年12月16日（火）まで前記3の契約事務担当課において申請書を配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く 午前9時30分から午後4時30分まで）。

(2) 提出期間、提出場所等

公告の日の翌日から令和7年12月16日（火）までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

郵送の場合は、前記3の契約事務担当課に令和7年12月15日（月）の午後5時までに書留郵便で必着とする。

(3) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 市税完納及び特別徴収に関する証明書（千葉市内に本店又は営業所等を有するもの）

ウ 履行実績調書

※ 契約書の写し、完了報告書の写し等、履行した実績の内容を確認できる書類を添付すること。

- (4) 入札参加資格審査の結果について、申請者宛に入札参加資格確認結果通知書を令和7年12月26日（金）までに簡易書留にて郵送する。

5 入札に関する質問

- (1) 入札参加資格に関する質問

- ア 受付期間 公告日から令和7年12月4日（木）まで
- イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。
- ウ 質問に対する回答期限 令和7年12月15日（月）
- エ 回答方法 電子メールで回答する。

(2) 仕様書等に関する質問

- ア 受付期間公告日から令和7年12月4日（木）まで
- イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。
- ウ 質問に対する回答期限令和7年12月15日（月）
- エ 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を全入札参加者に対して電子メールで回答する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和8年1月6日（火）午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所

千葉市役所本庁舎 高層棟3階 L会議室303

(3) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、前記3の契約事務担当課宛とし、令和8年1月5日（月）の午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札書に記載する金額

ア 入札金額は、本件に係る一切の諸経費を含め見積もること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（参考：入札金額＝システム納入後の令和8年3月31日から令和13年3月30日までの60か月分の賃貸借総額の110分の100に相当する金額）

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更が無いようにすること。

(5) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ、委任状も提出すること。

委任状の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(6) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(7) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(8) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること）。

8 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

9 その他

- (1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、契約事務担当課にて閲覧できる。
- (5) 前記2（1）に該当しない者が、競争入札に参加するためには、令和7年12月16日（火）までに千葉市財政局資産経営部契約課において当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記3の
- (6) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。